## 社会福祉法人東京緑新会役員等報酬基準ついて

- 1 常勤役員の報酬について
  - (1) 勤務

4週7休による勤務(月22日)、週37.5以上の勤務

(2) 給料

基本給 ①基本給表 4 級 1 号俸 (管理者) + ②役職手当のみの支給

- ① 400,000円
- ② 120,000円

計 520,000円/月額

- 2 非常勤役員の報酬について
  - (1) 時給単価×時間数により支給
    - ①時給単価⇒常勤役員報酬を基準に時給単価を算定する。
      520,000円÷22日=23,636÷7.5H=3,151円/H
      上記時給単価を参考に役員の時給単価を下記のとおり決めた。
      3,000円/H
    - ②理事会、評議員会に出席した場合の報酬⇒5時間以内の業務とする。 ア役員、監事、評議員は3000円×5H=15,000円 イ理事長はアの金額に対外的な業務執行権限として5000円を付加して 20,000円とする。
    - ③理事会、評議員会以外の業務も5時間以内の場合はア及びイの報酬額とする。
    - ④理事会、評議員会以外の業務で5時間以上8時間以内の業務の場合は ア役員、監事、評議員は25,000円とする。 イ理事長は40,000円とする。
- 3 役員兼務職員について

法人の職員を兼務し、職員給与が支給さている役員等(監事も含む)に対しては、この基準による報酬は支給しない。ただし、業務外において法人業務を行った場合は、社会福祉法人東京緑新会役員等及び評議員の報酬に関する規則に定める報酬を支給する。

- 4 支給の方法や形態について
  - (1) 常勤役員及び非常勤役員等(監事を含む)で月額制による報酬の場合は、当月末日締めで25日払いとして、金融機関振込による支給とする。

ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(2) 時給単価を基本とした非常勤役員等及び評議員に対する報酬は、理事会や評議員会に出席した都度現金で支給する。だだし、理事長や役員(非常勤も含む)等が時給を基本とした報酬費により法人運営の業務を定期的に行った場合は、当月末日締めで翌月25日払いとして、金融機関振込による支給とする。